

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月27日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 谷川 弘 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 谷川 弘 樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、2021年3月29日付で提出した臨時報告書について、記載事項につき未確定となっております事項に進展があったため同法第24条の5第5項の規定に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 当該事象の内容
- (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該事象の内容

当社の米国子会社において、米国顧客との取引に起因して多額の損害が生じる可能性のある事象が発生しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件について、損害の見込み額および当社連結業績に与える影響を精査しておりますが、当社からの当該顧客に対する請求額は3月26日時点の市場価格に基づく試算で約20億ドルあり、本取引に関連するポジションの処理や市場価格の変動等により、当該金額は今後増減する可能性があります。

本件につきましては、引き続き適切な対応に努めるとともに、影響の程度が判明次第速やかにお知らせします。

(訂正後)

(2) 当該事象の内容

当社の米国子会社であるノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.ほか当社の子会社において、米国顧客との取引に起因して多額の損害が生じる可能性のある事象（以下「本件」）が発生しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本件についての損害は、2021年3月期の当社連結決算において2,457億円（約23億米ドル）を損失として計上しています。また、2021年4月23日現在、2022年3月期の当社連結業績として約5.7億米ドルの損失を見込んでおり、本件に関連するポジションの残高は97%超の処理が完了しています。